令和６年第１２回　唐津市農業委員会総会議事録

１．　開催日時　令和６年１２月５日(木)　午後１時３０分～午後３時００分
２．　開催場所　唐津市役所　本庁４階大会議室
３．　出席委員

１番　山崎正廣	２番　中山政俊	３番　平田菊典
４番　井手創一	５番　大場將夫	６番　山口正則
７番　白津知範	８番　石川利恵	９番　曲淵俊之
１０番　古賀由紹	１１番　宮﨑太享	１２番　山添　明
１３番　袈裟丸一彦	１４番　河上和則	１５番　宮崎隆広
１７番　吉田　哲	１８番　堤　正廣	１９番　阿部　太

４．　欠席委員
　１６番　能隅良子
５．　議事日程
・議事録署名委員の指名
・議案第５５号
　農地法第５条の規定による許可申請について
・議案第５６号
　農地法第４条の規定による許可申請について
・議案第５７号
　農地法第３条の規定による許可申請について
・議案第５８号
　農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について
・議案第５９号
　農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画（集積計画一括方式）の決定について
６．　農業委員会事務局職員

事務局長	平田　俊夫
農地係長	中田　賢治
農地係主査	橋本　賢明
農地係副主査	槻木　昇平
振興係長	楢田　敏史
振興係職員	池部　克
振興係職員	山下　綾菜

浜玉分室職員	小楠　裕美
厳木分室職員	竹巖　大紀
相知分室係長	冨田　浩之
相知分室職員	德島　千恵
北波多分室職員	吉田　幸司
肥前分室職員	水田　逸誠
呼子分室係長	松本　健二
七山分室職員	溝上　俊明

７．　審議の内容

事務局長	定刻になりましたので始めたいと思います。皆様ご起立をお願いいたします。一同、礼。ご着席ください。本日の総会に議席番号１６番能隅良子委員から会長宛てに欠席届が提出されておりますので報告いたします。ただいまの出席委員は１８名でございます。定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。それでは会長挨拶をお願いいたします。
山崎正廣会長（議長）	（会長挨拶） それではただいまより令和６年第１２回唐津市農業委員会総会を開会いたします。なお、本日の議事録署名人に議席番号井手創一委員、議席番号５番大場将夫委員を指名いたします。事務局長に諸般の報告をさせます。
事務局長	それでは本日の付議事項を朗読いたします。議案第５５号農地法第５条の規定による許可申請について６件、議案第５６号農地法第４条の規定による許可申請について２件、議案第５７号農地法第３条の規定による許可申請について７件、議案第５８号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について１８件、議案第５９号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の決定について３１件、計６４件でございます。以上、ご審議ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。なお、個人情報保護の観点から、申請者の住所、氏名、申請農地の所在地等の朗読は省略いたしますので、詳細につきましては議案集をご覧いただ

きたいと思います。また、農地転用の案件で、立地基準と許可基準は、農地転用許可基準表の番号のみを申し上げますので、内容については一覧表でご確認いただきたいと思います。

議長　ただいま報告のとおり、今回の付議事項は、議案第５５号から５９号までの議案６４件でございます。なお、傍聴の方は自分の関係分が済めば随時お帰りになられて結構でございます。前もってお知らせをしておきます。それではこれより審議を行います。議案集１ページ、議案第５５号農地法第５条の規定による許可申請について整理番号１番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長　はい。議案書の１ページ、整理番号１番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑１筆、面積は、７２０平方メートルのうち５６平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、駐車場です。使用貸借権設定によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の１ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、２ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、３ページのとおりです。

　許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金通帳の写しが提出されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

　行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、整地程度で現状のまま利用し、北側の道路より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透させる計画です。

　隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

　立地基準ですが、第２種農地の該当事項６番に該当します。許可の基準は１番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

　整理番号１番について説明を終わります。

議長　地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

白津知範委員　７番の白津です。ここは、○○○の隣の土地でありまして、道路にも面しております。職員さんの駐車場がちょっと足りないということで話があって、４台ほどのスペースが申請に出ております。１２月２日の日に東部調査会で調査をいたしました結果、よかろうということで結論が出ましたので、ここに報告をいたします。審議のほうをよろしくお願いいたします。

議長　ほかに質疑や異議はございませんか。

　（異議なしの声あり）

　異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、

挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集１ページ、整理番号２番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長　はい。整理番号２番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田１筆、面積は２８３平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、宅地分譲です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の４ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、５ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、６ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大３０センチの盛土を施し、整地し、西側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は自然地下浸透および越流分は雨水桝を介して西側既存道路側溝へ流す計画です。汚水については、建築時に排水設備を新設し、東側道路の公

共下水道へ接続放流させる計画です。

生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

立地基準ですが、第３種農地の該当事項８番に該当します。許可の基準は１番となっております。

整理番号２番について説明を終わります。

議長　地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

宮崎隆広委員　１２月１日に現地確認を調査会にて行いました。現場は、住宅点在地であり、何も問題はないだろうということに調査会ではなりましたので、皆さんの審議をよろしくお願いいたします。

議長　ほかに質疑や異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集１ページ、整理番号３番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長　はい。整理番号３番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑１筆、面積は４９平方メートルです。現況は、

休耕地となっております。目的は、宿泊施設です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の７ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、８ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、９ページのとおりです。

　許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、金融機関の融資証明書が提出されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

　行政関係の手続きについて、旅館業営業許可申請、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大１０センチの盛土を施し、土留めを行い、北側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は雨水桝を介して北側水路へ流し、汚水は新設排水設備を介して北側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

　生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

　立地基準ですが、第３種農地の該当事項８番に該当します。許可の基準は１番となっております。

　整理番号３番について説明を終わります。

議長　地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

宮﨑太享委員　はい。１１番宮崎です。１２月１日に中部調査会のほうで

現地確認をし、〇〇〇〇〇の横の三角の部分なんですけど、大丈夫だろうということで見ております。皆さんの審議のほどをよろしくお願いします。

議長　ほかに質疑や異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集２ページ、整理番号４番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長　はい。議案書の２ページ、整理番号４番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑１筆、面積は、２３１平方メートルです。現況は、宅地の一部になっております。目的は、宅地拡張です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の１０ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、１１ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、１２ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金通帳の写しが提出されています。転用については、譲渡人の親が住宅を

購入する際に進入路に利用されていたため、そのことについての顛末書が提出されています。今回は進入路を拡幅整備するため、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用し、南西側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透および新設のU字側溝を介して南西側の既存道路側溝へ流す計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

立地基準ですが、第２種農地の該当事項６番に該当します。許可の基準は１番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号４番について説明を終わります。

議長　地区担当の南部調査会より補足説明があればお願いします。

曲淵俊之委員　はい。９番曲淵です。１１月３日に現地確認を行いました。幹線道路から２０メーターほど入った旧宅地でございました。もう既に１０年前から空き家になっておりまして、その空き家に入る進入路が今回の畑地目だったということで、現況は、雑草が生い茂っている状況で、付近は空き家だとか民家が少々ございますが、特段転用されても問題ないという判断をしております。審議をよろしくお願いします。以上です。

議長　ほかに質疑や異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集２ページ、整理番号５番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長　はい。整理番号５番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田１筆、面積は２４９平方メートルです。現況は、水田耕作をされている状況でありました。目的は、作業用通路です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の１３ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、１４ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、１５ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が提出されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、道路工事施工、法定外公共物（道路改築申請）、市有財産譲渡申請、これは敷地の真ん中にある農道についての譲渡申請であります。埋蔵文化財発掘、

下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大２．２メートルの盛土を施し、練りブロック積みで土留めを行い、整地し、その農道も同じ高さに上げて、西側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで通路は砕石敷きで自然地下浸透および越流分は南側水路へ放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

立地基準ですが、第１種農地の該当事項２番に該当します。許可の基準は１６番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号５番について説明を終わります。

議長　地区担当の南部調査会より補足説明があればお願いします。

河上和則委員　１４番河上です。１２月１日に現地確認を行いました。国道２０３号線に隣接する土地で、既に奥にある部分については、埋立てがなされております。ここに申請の内容に書いてあるとおり、許可が得られなかったということでそれに進入路を設けるということで確認をしまして、特段隣地に迷惑をかけないだろうということで調査の報告をいたします。審議をよろしくお願いします。

議長　ほかに質疑や異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入り

ます。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集２ページ、整理番号６番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長　はい。整理番号６番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑１筆、面積は、３７９平方メートルです。現況は、宅地になっております。目的は、宅地拡張です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の１６ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、１７ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、１８ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用については、譲受人の親の代に既存住宅の駐車場を含む住宅の敷地として利用し、現在に至っており、そのことについての始末書が提出されています。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用し、隣接宅地の進入路を通り、東側道路より出入口とする計画です。進入路の所有者より通行承諾書が添付されています。排水について、雨水のみで自然地下浸透さ

せる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

立地基準ですが、第２種農地の該当事項６番に該当します。許可の基準は１番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号６番について説明を終わります。

議長　地区担当の西部調査会より補足説明があればお願いします。

平田菊典委員　３番平田です。先月の２８日に現地確認に行きました。今説明のとおり、昭和６０年頃ということで、もう３０何年、４０年近く経ったということで、現場はもうきれいに覆って、駐車できるバラスも敷いてありました。周りを見てみたら、ちょっと丘みたいになって、周りの農地には全然影響がないということで、役員さんの意見としては、問題はないんじゃないかという意見でした。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長　ほかに質疑や異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決し

	ました。次に議案集３ページ、議案第５６号農地法第４条の規定による許可申請について整理番号１番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。
農地係長	はい。議案書の３ページ、整理番号１番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑１筆、面積は１，８８６平方メートルです。現況は、山林になっております。目的は、植林です。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置および隣接地の地目等については、資料図の１９ページから２１ページをご覧ください。 許可基準ですが、一般基準としまして、転用については農地法の許可が必要なことを知らずに平成７年頃にヒノキを植林されて山林として管理されており、そのことについての始末書が提出されています。 行政関係の手続きについては、特にありません。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用し、西側道路から出入口として隣接農地の畦道を利用されており、農地所有者の通行承諾書が添付されています。排水について、雨水のみで自然地下浸透させる計画で、越流分は隣接農地に流入するため、排水同意書が添付されています。 隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。 立地基準ですが、第２種農地の該当事項６番に該当します。許可の基準は１番となっております。

	整理番号１番について説明を終わります。
議長	地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。
古賀由紹委員	はい。古賀でございます。今月２日の日に東部調査会で現地を確認させていただきました。資料図の２０ページにあります当該地の西側に原野というのがありますが、ここまで軽トラだったら入れるというような所でございまして、そちらから現地を確認いただきました。既に２９年、３０年経っておりまして、木はずいぶん背が高くなっているところでございました。周辺地域、当該地も含めてですが、農作物を作られている所は全くございません。荒地となっている所でございます。そういうことから、過去に行われた植林ですが、現況の分は何ら差し支えないだろうということでございました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	ほかに質疑や異議はございませんか。
	（異議なしの声あり）
	異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
	（挙手全員）
	ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集３ページ、整理番号２番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。
農地係長	はい。整理番号２番について説明します。申請者の住所、

氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑１筆、面積は、１８平方メートルです。現況は、宅地になっております。目的は、宅地拡張です。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置および隣接地の地目等については、資料図の２２ページから２４ページをご覧ください。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用については農地法の許可がいることを知らずに昭和５９年頃住宅を増築して利用されており、越境していたことがわかり、これについての始末書が提出されています。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。排水について、雨水のみで自然地下浸透および越流分は既存雨水桝を介し、排水設備を通り、南西側水路へ放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第２種農地の該当事項６番に該当します。許可の基準は１番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号２番について説明を終わります。

議長　地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

堤正廣委員　１８番堤です。１２月２日に東部調査会は現地確認に行きました。そこの家が大工さんであって、４０年前にリフォー

ムする時に、自分の土地を１８平米広く増築されておりました。そういうことで１８平米の転用が遅れたというか、知らなかったということで、今回転用申請をしてあります。慎重審議よろしくお願いいたします。

議長　ほかに質疑や異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集４ページ、議案第５７号農地法第３条の規定による許可申請について、整理番号１番から議案集５ページの整理番号７番までを議題とします。この７件については一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長　はい。議案書の４ページをご覧ください。今回の案件は、所有権の移転に関する案件のみで、合計７件です。申請人の住所、氏名、申請農地および申請の事由等については、議案書記載のとおりです。お手元の調査書１ページから４ページをご覧ください。調査書に記載しておりますとおり、農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満

たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長　それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

本案について質疑や異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。ここでしばらく休憩をしたいと思います。１４時２５分に再開いたします。

〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜

１５時１５分　休憩

１５時２５分　再開

〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜

それではお揃いのようでございますので、会議を再開いたします。議案集６ページ、議案第５８号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について（所有権）整理番号１番から整理番号３番までを議題とします。この３件につきましては一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概

要を説明させます。

振興係長　はい。説明をいたします。作成要請は、農業委員会が所有者、担い手耕作者などからの申請を受け付けたものです。利用関係の調整を行いまして、所有権移転や利用権設定を反映させた農用地利用集積計画を定めるよう、市に対して要請を行います。作成要請の所有権の議案、整理番号１番から３番までの３件につきまして、対象農地、所有権の移転を受ける者の住所、氏名、利用目的、所有権の移転の時期と対価等については、議案書に記載のとおりです。農業委員会があっせん委員を指名した案件で買受者が見つかりましたので、農地移動適正化あっせん事業の農地売買の手続きに入るものです。集積計画の内容は、農用地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められることなど、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えられます。以上で説明を終わります。

議長　それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

本案について質疑や異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決し

ました。次に議案集７ページ、議案第５８号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について（利用権）整理番号１番から議案集１０ページ、整理番号１５番までを議題とします。この１５件については一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長　はい。説明をいたします。同じく作成要請、こちらは利用権の議案となります。整理番号１番から１５番までの１５件につきまして、対象の農地、利用権の設定を受ける者の住所、氏名、利用目的、利用権の種類と期間、借賃等については、議案書に記載のとおりです。面積は合計で５１，８４８平方メートルとなります。集積計画の内容は、農用地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められることなど、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えられます。以上で説明を終わります。

議長　それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

本案について質疑や異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集１１ページ、議案第５９号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の決定について（利用権）（集積計画一括方式）、整理番号１番から議案集１４ページ、整理番号１２番までを議題とします。この案件につきましては、議席番号８番石川利恵委員が関与するため、議事参与制限に該当します。よって石川委員の退席を求めます。

【石川委員退席】

この１２件については一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長　はい。説明いたします。農業委員会から市へ行う作成要請に対しまして、集積計画の決定は、市が農地中間管理機構の依頼などで農用地利用集積計画を定めようとするにあたり、農業委員会に対して意見を聞かれているものとなります。決定の議案、今回は利用権分のみで、すべて集積計画一括方式となっております。整理番号１番から１２番までの１２件につきまして、対象農地、利用権の設定を受ける者の住所、氏名、利用目的、利用権の種類と期間、借賃等については、議案書に記載のとおりです。面積は、合計で１０５，００３平方メートルとなっております。すべて新規となっております

が、相対契約から中間管理事業への移行と後継者への経営移譲を同じタイミングでされるものとなっております。集積計画の内容は、農用地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められることなど、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えられます。以上で説明を終わります。

議長　それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

本案について質疑や異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。ここで石川委員の入室を許可します。

【石川委員入室】

石川委員にお知らせいたします。整理番号１番から整理番号１２番につきましては、原案どおり決しましたので、お知らせいたします。次に議案集１５ページ、整理番号１３番から議案集２１ページの整理番号３１番までを議題とします。この１９件につきましては一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長　はい。最初に議案書の訂正を申し上げます。１９ページの整理番号２６番につきまして、借賃が１０アール当たり５，０００円となっておりますが、正しくは４，０００円でございました。訂正をお願いいたします。そのほかの対象農地、利用権の設定を受ける者の住所、氏名、利用目的、利用権の種類と期間、借賃等については、議案書に記載のとおりでございます。面積は合計で５５，４９５平方メートルとなります。こちらの１３番から３１番までの案件につきましては、浜玉畑総エリアの野田地区で行われる農地中間管理機構関連の農地整備事業に関係するものとなっております。遊休農地を含めた区画整理が行われ、施設果樹や野菜を中心とする担い手に農地を集積することで、生産性の高い園芸団地を造成することを目的とされてあります。農地中間管理事業を活用するためには、公社が１５年以上の中間管理権設定を受けている必要がありまして、事業予定地の所有者から公社へ貸付けがまず行なわれます。換地の調整はこれからとなっておりまして、工事期間中は耕作もできませんので、現時点で位置づけられている借受人は仮のものとなります。貸付人と借受人が同率となっておりますが、経営面積等が斜線引きしておりますのがございますけれども、便宜上の取扱いとなりますのでご了承ください。また賃料、こちらは一律４，０００円ですが、こちらの賃料につきましては、工事が終了し、収益

が発生するまでは０円とする特約が定められております。実際には宅地の支払は、工事終了まで行われません。事業終了後に換地等を踏まえました正式な後継者に対して借受人、地番、面積、賃料等の変更手続きが行われるということでございます。以上で説明を終わります。

議長　それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

本案について質疑や異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。以上をもちまして議案第５５号６件、議案第５６号２件、議案第５７号７件、議案第５８号１８件、議案第５９号３１件、計５議案６４件は、いずれも原案どおり可決しました。長時間の慎重ご審議をいただきましてありがとうございました。